

福島県福祉サービス第三者評価結果表

名称：さくらんぼ保育園		種別：保育所
代表者氏名：谷水 郁子		定員（利用人数）：90名(105名)
所在地：福島県福島市野田町5丁目4番50号		
TEL：024—597—6301		ホームページ：http://sakuranbo.cc
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成20年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 桜桃会		
職員数	常勤職員：28名	非常勤職員 11名
専門職員	（専門職の名称）名	
	保育士 23名（非常勤11名）	調理師 1名
	栄養士 2名	事務 1名
施設・設備の概要	（居室数）8 造形室	（設備等）
	ホール・支援センター・事務室	園庭・プール・調理室・駐車場

① 理念・基本方針

<p>社会福祉法人 桜桃会 設立理念</p> <p>まごころをこめた保育、質の高い教育を創造し実践することで安心して子どもを生み育てられる社会の実現を目指します。</p> <p>保育の理念</p> <p>①保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、一人一人の個性を大切に保育することで、児童の可能性を開花させる保育園を目指します。</p> <p>②児童の最善の幸福のために暖かな支援をすることで保護者からも信頼される保育園を目指します。</p> <p>③地域社会と力を合わせ家族支援を行い、児童の福祉を積極的に増進し、常に社会性と良識に磨きをかけることで地域に愛される保育園を目指します。</p> <p>保育方針</p> <p>自ら意欲的に何かに挑戦し続け、いきいきと目を輝かせて生きていける力が育つように援助、保育に取り組みます。</p>
--

④ 施設・事業所の特徴的な取組

○身の回りの事が自分でできるように、繰り返し丁寧に援助・指導していくことで自立の芽生えを培う。

○1年中室内は裸足で、暖かい時期は園庭でも裸足で過ごし、指導計画に基づいて丈夫な身体作りに取り組んでいる。

○園独自のカード・読み聞かせ・ワークなど脳を鍛える学習を0歳児から年齢に応じて行い、楽しみながら集中力とやる気を育む。

○表現教室、ダンス教室、日本舞踊教室、運動遊び教室、ストレッチ教室、水泳教室など専門の外部講師から定期的に学ぶ機会を持ち、豊かな情操・表現力を培う。

○わいわい市民農園へ出かけてさつまいもの苗を植え、秋には収穫体験をしている。

また、園菜園でも季節に合わせた野菜の苗を植え観察したり収穫したりして、料理し食べるという食育活動を行っている。

○季節の行事で、製作や、行事食・郷土料理など、行事の経験を次世代へ受け継ぐ活動を大切に行っている。

○お手伝い活動等で、年長児・年少児の関わりを通して、親密な兄弟体験で協調性・思いやる心・豊かな人間性を育めるような体験活動をしている。

○通常保育、延長保育だけでなく、地域のニーズに基づき、子育て支援センター併設、一時預かり保育事業、休日保育事業を行い、地域の子育て支援の拠点としての役割を率先的に担っている。

④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年 4月 1日（契約日） ～ 令和7年 11月 14日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	回（ 年度）

⑤ 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 経営環境の変化への適切な対応について

少子化の進行に備え園児数予測や入所率、地区の出生数の年度推移を分析し、将来を予測し、選ばれる保育園を目指す7年度から事業計画に重点目標として保育の質の向上に力を入れている。その実現のために職員から「業務改善アンケート」で園の課題を把握し業務改善委員会を設け検討を進める他、保育システムへのAIの導

入を進め保育の質の向上に取り組んでいる。また、経営課題へ対応するため法人内3園の業務を統括する業務執行理事を設けるとともに経営面では事務長（運営統括責任者）を置き執行体制の強化を図っている。

2. 乳児保育への取り組みについて

個別指導計画を策定し、クラス会議やケース会議を通して子どもの状況を職員間で共有している。家庭との連携については、アプリを活用した情報共有に加え、送迎時の口頭での対話も重視している。また、個別懇談等を通じて、保護者と子どもの情報を適切に共有している。さらに、育児担当制を導入することで、子どもとの応答的かつきめ細やかな関わりを実践している。離乳食については、家庭との連携を図りながら、担任や栄養士と相談して進めている。

3. 障害のある子の保育への取り組みについて

障害のある子どもには個別指導計画を作成し、保育者が共通の方法で関わるができるよう、1日の流れをマニュアル化して支援方法を職員間で共有している。また、気持ちを落ち着かせられる「クールダウンスペース」を設け、情緒面への配慮も行っている。関わり方については発達支援センターの担当者や臨床心理士と連携し、適切な保育方法の助言を受けながら、キャリアアップ研修やキャリアパス研修に参加し、得た知識や方法を職員間で共有し保育に活かしている。

◇改善を求められる点

1. 中・長期収支計画の策定について

中・長期収支計画は令和7年2月に策定している。それをより具体化するため今年9月に各園の園長、主任、副主任から出された意見を、理事長、常務理事、常務執行理事、運営統括責任者で構成する中・長期委員会に諮り、数値目標や、目指す成果を設定し達成状況を評価できる中・長期計画になるよう計画の見直しを検討している。

なお、ビジョン実現のためには財政的な裏付けとなる中・長期収支計画を策定することが望まれる。

2. 地域貢献活動への取り組みについて

未就学児と親を招待し、音楽堂でコンサートを開催し、通園していない親子も参加し、音楽を楽しむ機会を設けている。また、3・11の災害時にミルクやおむつの提供の依頼を受けた経験から、業務継続計画の中で災害時の備蓄を行い、おむつやミルクの提供を準備している。

なお、地域の連携や地域貢献については課題としていることから、民生委員など地域の関係者と連携し福祉ニーズを捉え、具体的な地域貢献活動を行うことが望まれる。

⑥ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

保育園開設から18年目になり、今までの保育を客観的に見つめ、保育の質の向上を図りたいと、初めて第三者評価を受審致しました。受審するにあたり、オンデマンドセミナーやNPO法人福島県福祉サービス振興会の出前講座で、第三者評価の意義や必要性について、職員で研修致しました。

グループごとに自己評価に取り組み、職員で多岐にわたって考え話し合い、職員で共通認識を持つことの必要性を感じました。そのため、職員ハンドブックや保育マニュアルの作成、法人3施設の共通マニュアル整備を行いました。

コロナ禍以降、地域の方との交流が途絶えていましたが、地区の民生委員の方とコンタクトをとると良いとアドバイスを頂き、さっそく繋がりを持つことができました。訪問調査時に頂いたアドバイスが、新しい気づきや解決の糸口、改善する方向性として認識できましたことに感謝申し上げます。

また、管理職が決めるのではなく、委員会活動を機能させることにより“職員全員で関わり、共に作り上げる”意識を持って保育園運営に取り組むようになりました。職員自らが主体性や自主性を持って、保育を振り返り課題を明確にし、全職員が参画しながら改善に向けて検討・実行していったことは、保育の質の向上のための良い機会となりました。

この第三者評価受審を新たなスタートに、職員がいきいきと働ける保育園づくりを推進し、子どもの育ちを支え、保護者の子育てを支え、地域に愛される保育園を目指して、さらなる保育の質の向上に努めてまいりたいと存じます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（共通評価基準）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し周知を図っている。	③・b・c
<コメント> 理念、基本方針、保育目標をホームページや入園のしおり（パンフレット）、並びに事業計画に記載し周知に努めている。また、入園説明の時にも、入園のしおりで説明し保護者の理解を得る取り組みを行う他、4月に園長名で「ご入園・ご進級おめでとう」のお便りをネット配信して再確認できる機会を設ける等繰り返し周知している。職員に対しても年度当初の職員会議で事業計画を説明して再確認する機会を設けている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	③・b・c
<コメント> 福祉医療機構や全国保育協議会、福島県社会福祉協議会の会報や研修などで全国的な社会福祉事業の動向の把握に努めている。福島市内の動向は、福島市地域福祉計画や市内施設長会議で把握している。これらを参考に、園児数予測や入所率、地区の出生数の年度推移を分析し、将来を予測し、選ばれる保育園を目指し7年度から事業計画に重点目標として保育の質の向上に力を入れている。その実現のために職員から「業務改善アンケート」で園の課題を把握し業務改善委員会を設け検討を進める他、保育システムへのAIの導入を進め保育の質の向上に取り組んでいる。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている	③・b・c

	る。	
<p><コメント></p> <p>課題に対応するため、少子化を見据え経営強化を挙げ法人内3園の業務を統括する業務執行理事を設けるとともに経営面では事務長（運営統括責任者）を置き執行体制の強化を図っている。また、経営課題を理事会や評議員会で検討し、その結果を職員会議で説明し、職員にも法人の経営状況や方針を伝え理解を図っている。さらに職員に対し業務改善アンケートを行い職員自ら園の課題を見つけ具体的に園の課題の改善に取り組んでいる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期収支計画は令和7年2月に策定している。それをより具体化するため今年9月に各園の園長、主任、副主任からの意見をもとに理事長、常務理事、業務執行理事、運営統括責任者で構成する中・長期委員会において、数値目標や、目指す成果を設定し達成状況を評価できる中・長期計画になるよう計画の見直しを検討している。</p> <p>なお、ビジョン実現のためには財政的な裏付けとなる中・長期収支計画を策定することが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度事業計画は中・長期計画を踏まえ、7年度より重点目標に保育の質の向上を掲げるとともに、具体的な内容を盛り込んで作成している。</p> <p>今後、数値目標や具体的な成果を設定し、計画の達成状況を評価できるよう取り組みたいとしており、目標達成に向けてPDCAサイクルで実施状況の評価・改善に取り組み、保育の質の向上がさらに進むことに期待したい。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は園長、主任、副主任で策定委員会を設け検討している。副主任が各クラスで職員から意見を聞き取り、それを反映させて策定している。職員から業務改善アンケートにより課題を洗い出して実行可能な改善点は事業計画に反映している。事業計画は職員に回覧するとともに4月の職員会議で園長が説明し周知している。</p>		

<p>なお、事業の進捗状況や課題を把握し、次年度の事業計画に活かす取り組みが望まれる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知し、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、ホームページに掲載するとともに、玄関にファイルを備え保護者がいつでも見られるようにしている。コロナ禍以降保護者会は開催していないが、保育システム「ルクミー」を導入し、園長名で単年度事業計画を全保護者に分かりやすく簡略化した内容で配信し、周知している。</p> <p>今後、より理解を促す観点から保護者会又はクラス懇談会の場で説明し、理解と協力を得る機会を設けることが望まれる。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 保育の質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組を組織的に行い、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>月間保育指導計画は、毎月のクラス会議の中で評価・反省を行い、その結果を翌月の指導計画立案に活かしている。子どもの育ちを捉える視点、自らの保育を捉える視点を盛り込んだ実践報告書を作成し改善につなげるようPDCAサイクルで組織的に保育の質の向上に取り組んでいる。</p> <p>なお、自己評価は毎年実施しているが、第三者評価は今回初受審であり、定期的な受審を通じて質の向上につながることに期待したい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年、年度末に自己評価を行い、課題を共有し改善策を策定している。改善策は、副主任が各クラスの保育を場面観察し、改善点をまとめており、それを通じて保育方法の統一につなげており、保育の質の向上に取り組む体制が確立している。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理	a・b・c

	解を図っている。	
<p><コメント></p> <p>園長の役割や権限、不在時の主任への権限移譲は職務分掌、危機管理マニュアル等に明記され各クラスに置いて確認できるようになっており、職員に周知されている。園長は年度初めに役割や権限を説明するとともに、ネット配信で保護者にも周知している。重要なことは園長が指導するとともに職員に任せられることは任せて助言に留める方針で運営に臨んでいる。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保育に関する各種法令就業規則、虐待防止法、食育、衛生管理などを網羅した職員ハンドブックを作成し、職員に配り重要な法令や倫理綱領などについて読み合わせをして、周知している。労働関係については、委託している社会保険労務士から改正点や新しい法令の情報をもらい理解に努めるとともに、保育のやり方や保育家庭に職場内に周知している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップを発揮している。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・②・c
<p><コメント></p> <p>園長としてリーダー会議、クラス会議、各委員会の報告を受け保育の現状について把握するほか、助言を行っている。また、毎年自己評価を行い保育のやり方や保育課題に組織的に取り組める体制を作っている。また、保育士の負担軽減のためにAIシステムの導入、おもちゃなどをまとめて消毒できる機器の導入などで職員の負担を軽減し保育に専念できる工夫をしている。</p> <p>なお、改善についてはまだ定着までは至っていないと考えており、今後の職員の提案を活発化して職員自ら判断して対応できる組織作りに期待したい。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>経営の観点から1年間の受け入れ園児数の予定を立て4月には110%、年度後半には受け入れ上限120%を目標に、保育士を加配し、保育に余裕を持たせている。また、実習生を多く受け入れ、保育内容について賛同が得られ、就職につながる等人材確保につなげている。さらにノンコンタクトタイムを導入し、しっかり休憩できる体制を取って業務の効率化に努めている。さらに、職員から「業務改善アンケート」を取り、管理職間で改善案を検討していたが、職員が参加出来る業務改善委員会を設け検討する方向で改革に取り組むなど指導力を発揮している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結
--	--------

		果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、取組を実施している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年、10月に職員面談を行い、次年度の就業継続の意思を確認して、欠員数を把握し、法人が採用計画を立てている。また、養成校やハローワーク、福島県社会福祉協議会などに求人を出している。パート職員は各保育園が採用している。養成校や就職相談会に出向き採用をしており、計画通り採用できている。実習生からの応募が多く離職者も少なく定着率が高い。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>3園の職員からアンケートを取って「桜桃会の求める職員像」を作り、会議で周知を図っている。「桜桃会キャリアアップの道筋」を職員に公表し、職員自ら将来像を描ける仕組みとなっている。職員は毎年スキルアップシートを作成し、年間目標を立て、半年ごとに振り返りを行い、進捗状況を確認し、達成出来るよう園長が面談してアドバイスをしている。人事評価基準に基づき人事管理を行い、評価者となる園長、主任は人事評価のやり方について研修を受け適切な評価ができるよう取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は残業取得状況、休暇取得状況を把握し、教材作りも時間内に行う方針を示し、保育士の負担軽減に取り組んでいる。保育士の業務が多い場合ヘルプシートを使い他の保育士の応援を求めやすい環境を作り、仕事の持ち帰りを禁止している。また、職員の悩みには臨床心理士の相談ができるようになっている。育児、介護、傷病治療時には時短や柔軟な勤務を可能にしている。正規職員、臨時職員、パート職員などの職種間を転換できる制度を設ける等働きやすい職場づくりを進めている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>職員は年度初めにスキルアップシートで年度目標を立て、半年後に園長が面談を行い進捗状況や達成度を確認し、反省を年度後半の職務に活かせるようになっている。</p> <p>なお、年度目標の設定は職員に任せられており、目標水準や職員の職責を反映したものでないので、目標を設定する際キャリアアップで求められるスキルを反映したものになるよう助言の機会を設けることが望まれる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	①・b・c

<コメント>		
福島県のキャリアアップなど外部研修については受講歴で派遣状況を管理し、経験年数や職責に応じて派遣している。また、年間計画による園独自の職場内研修や3園合同の法人研修を行っており、新人研修は、独自のプログラムによる法人研修の他、各園で主任を中心に業務や実技についてのOJTを実施している。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	①・b・c
<コメント>		
職員の能力に応じてキャリアアップを目標に、職員一人ひとりの個別研修表を作成し、もれなく研修に参加できる研修体制を取っている。自主研修も公休扱いで参加できるようになっている。また、研修後に報告書の提出や職員会議での研修報告の機会を設けている。さらに研修計画は毎年見直しを図っている。新人職員はクラスリーダーが責任者としてOJTを行い、実践を通して育てている。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c
<コメント>		
保育実習受け入れマニュアルを整備し、県内外の養成校から数多く受け入れている。オリエンテーションでは個人情報の遵守、服装等実習中の注意事項などを説明し、受け入れている。養成校のプログラムや個人の希望を聞いて実習計画を作成し実習生、職員に周知している。養成校とも電話や訪問で連携を密にし、育成に努めている。また、園長、主任は指導者養成の研修を受講し指導者としての資格も得ている。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・b・c
<コメント>		
ホームページに理念や基本方針、事業計画、事業報告、予算、決算を公開している。地域の学習センターや嘱託医のクリニックに理念や基本方針を入れたパンフレットや地域マップを置いて公開に努めている。		
なお、苦情内容の公表を課題としており園内掲示やホームページへの掲載、今回受審結果が出た段階での公表に期待したい。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	①・b・c
<コメント>		
事務、経理、取引ルールが経理規定で示されるとともに、事務分掌にて権限・責任が文章化され職員に周知されており、法人本部には事務長が置かれ決裁基準に基づき経理が行われている。毎月会計事務所公認会計士によるチェックが行われアドバイスや指導を受け		

ている。年1回は監事監査があり、内部監査が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年地域の交通安全母の会主催の高齢者と子どもの交通安全教室に参加し、交流を続けている。保育園の行事、七夕、団子刺しで作成した飾りを地域に学習センター、郵便局、近隣の家庭に園児が訪問し届けている。社会資源リストを作成し、周知するほか、地域のイベント情報を配布や掲示で周知し、参加を促している。</p> <p>なお、地域との交流は子どもの体験を増やし、社会性を広げる観点から重要であり、交流機会を増やし子供の成長発達を促すことが望まれる。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れマニュアルの中で基本姿勢や受け入れ手順を示し、福島市社会福祉協議会のサマーショートボランティア（中高生）や 中学生の職場体験を受け入れている。受け入れに当たってはオリエンテーションでルールや注意点、保育園の概要を説明している。ボランティア活動中の園児の怪我や物損については、保育園の保険でカバーできるようになっている。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>社会資源リストを作成し、保護者に情報を提供している。また、福島市担当課や発達支援センターから助言を受ける等関係機関と連携を取っている。地域の幼稚園、保育園、小学校、中学校で構成している幼保小中連携会議に参加し、地域の現状把握と情報交換をしている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>併設の子育て支援センターの相談を通じ地域のニーズを把握し、「離乳食親子教室」や月に1度の福島市保健師による育児相談会、助産師会の協力を得て「プレママ教室」、「ベビーマッサージ教室」を開催して子育て不安に対応している。エールちゃん募金を通じた</p>		

<p>おむつ配りで子育て支援センター利用者でない親子の新規利用につなげている。</p> <p>なお、地域の民生・児童委員との繋がりは持っていないので、園の行事に招くなど連携出来るきっかけづくりが望まれる。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>未就学児と親を招待し、音楽堂でコンサートを開催し、通園していない親子も参加し、音楽を楽しむ機会を設けており、3・11の災害時にミルクやおむつの提供の依頼を受けた経験から、業務継続計画の中で災害時の備蓄を行い、おむつやミルクの提供を準備している。</p> <p>なお、地域の連携や地域貢献については課題としていることから、民生委員など地域の関係者と連携し福祉ニーズを捉え、具体的な地域貢献活動を行うことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人は、職員ハンドブックを作成し、法人の設立理念、保育理念、方針、目標の他、子ども権利条約、保育所保育指針の保育基本原則、児童福祉法の抜粋が記載している他、保育園のマニュアル等にも子どもの尊重が記載してある。全職員に配布し、職員会議等時に読み合わせをし、共通理解をして子どもを尊重した保育に取り組んでいる。また、保育士は、保護者と共通認識が持てるよう、日々の保育の中で、子どもにお互い尊重しあうよう教えている内容等を、ネット配信しているお便り、保護者懇談会などで伝えている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の個人情報管理規定、保育園管理規定、個人情報に関する基本方針を定め、入園時保護者に配布の他、保護者が集まる行事時を利用して口頭で周知している。なお、児童の写真撮影・動画に係る承諾書を書面で得ている。さらに、保護者向けに、保護者の中には写真撮影・SNSを望まない方もいるので、写真撮影及びSNSの取り扱いを注意する旨を文書で周知徹底している。また、クラス別の実施マニュアルを作成し、子どもの活動、保育</p>		

<p>士の動きを分かり易く記載している。衣類着脱時やおむつ替えはパーテンションで園児のプライバシーに配慮した保育を実践している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、利用希望者に「保育所ご案内（しおり）」を利用して保育所の理念や基本方針を説明し、所内の見学案内をしている。また、しおりを同法人の子育て支援センター、地域の学習センター、嘱託医のクリニックに置いて手軽に閲覧できるようにしており、見学の多くは併設の子育て支援センターの利用者が多い。さらに、ホームページで理念や基本方針や保育の取り組み状況を紹介し保育所の情報を提供している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>保育所の開始時、「しおり」に従って理念、方針、目標、一日の流れ、登園・降園時間、準備物等詳しく記載した説明をしている。また、変更時は、保護者へ保育 ITC を利用し一斉に配信するとともに、連絡漏れが無いように既読の確認を行っている。</p> <p>なお、特に配慮が必要な保護者への説明のルールを作成してはいるが、丁寧に対応している。今後、適切な対応をするためにもルール化することが望まれる。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>小学校へ入学時には保育要録で小学校へ引継ぎ、小学校からの問い合わせに対応している。また、保育の利用が終了した後も、何か困った時に保護者が相談できる窓口を知らせている。</p> <p>なお、保育園変更時の保育所間での引継ぎや申し送りのルールがなく引き継ぎ書を得られないことから編入児の保育に困った時等にはこれまで通っていた保育園に電話連絡で確認している。</p> <p>今後、子どもの保育の継続性が損なわない配慮をするために引継ぎや申し送りの書類等手順を定めることが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者へ利用者アンケートを年1回実施し利用者満足度を把握している。また、子どもの満足度は日頃の保育の中での子どもの表情や行動観察の他、送迎時の保護者との会話、</p>		

<p>保育 ICT を使った連絡帳等へ書きこまれる意見・要望等の他、保護者アンケート調査結果からも保護者から見た子どもの様子を理解している。なお、保護者から出された意見・要望を職員会議で話し合い、結果を踏まえ、満足度の向上に向けて取り組んでいる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人は、苦情解決規程及びマニュアルを整備し第三者委員会を設置し分かり易くフローチャートで仕組みを示している。保護者向けに入園時説明し玄関の掲示板に文書とフローチャートを示し、意見箱を設置している。現在、苦情内容が多岐にわたり、公表が難しい内容も有り、公表を控えているが、苦情を申し出た保護者個人に、検討内容や対応策についてフィードバックをしている。</p> <p>なお、苦情の公表を難しいとして控えているが、保護者のプライバシーに配慮しながら公表することを検討することが望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者に、玄関の掲示板で相談や意見を受け付けていることを掲示し周知している。面談希望は送迎時や保育 ICT の連絡帳で自由に書き込み意見・希望を出せるようにしてある。また、個別面談を希望した場合、保護者のプライバシーが守られるよう、人の出入りが無い2階の会議室、利用終了後の子育て支援センター、1階の職員休憩室などを使えるようになっており、プライバシーに配慮しながら保護者が意見を述べやすい環境の整備に取り組んでいる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年1回利用者アンケートを行い、保護者から意見要望が出されている。集計結果と出された意見に改善策を記載しホームページや玄関にファイルを置いて報告をしている。また、個別面談希望者の面談結果を担当主任が報告書にまとめ、職員会議やケース会議で話し合い改善課題を明らかにし早急な改善に向けた取り組をしている。</p> <p>なお、玄関に設置されている意見箱の利用が少なく、保護者が設置場所など利用しやすい方法を検討することが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組を行っている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>法人では、危機管理マニュアルを整備し、職員の役割分担を明確にし、対応のフローチャート及び、ヒヤリハットの取り組みについて示してある。なお、保育園では事故防止委員会がヒヤリハットの収集と分析を行い職員会議で共有し事故の未然防止に取り組み、対応について玄関に掲示し保護者へ周知している。また、園内、園庭の危険箇所チェックの他、園外活動時の緊急マニュアルを作成し必要に応じ見直しをする等、子どもに安心・安全な保育サービスを提供するよう取り組んでいる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対策について、業務継続計画及び職員ハンドブックに厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」の抜粋を記載し、保育士に会議で周知を図り、緊急時、迅速に行動に移せるようにしている。なお、保護者には入園時「園児の健康保健について」の文書を配布し、園児が感染症に罹患した場合、主治医の意見書により登園を可能とする旨を周知している。保育所で感染症が発生した場合、保護者へ保育 ICT で配信すると共に玄関のボードに、感染症名と人数を書いて周知している。さらに、職員は、嘔吐物の処理方法について定期的に研修をする等、感染防止と蔓延防止に取り組んでいる。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>業務継続計画、避難訓練マニュアルを作成している。年間の防災訓練計画に基づいて年2回の消防署立会いの総合訓練を行うほか、毎月火災、地震、竜巻、水害等の様々な訓練を実施している。なお、緊急避難場所として園庭の他、地域の公共施設等2か所を決め玄関に掲示している。保護者へ避難先を玄関へ掲示する他、保育 ICT で配信することを伝えている。備蓄は、危機管理マニュアルに非常食及び非常用物品の保管等について記載し、食品は管理栄養士が中心となって年齢に応じた食べ物を備蓄している。また、水は飲料水の外、生活用水をポリタンクで準備している。さらに、保育園は東日本大震災時、子どもを園庭に避難誘導し、夜遅く最後の保護者が迎えに来るまで子どもに寄り添い、子どもの安心・安全を守った経験を活かして、災害時における子どもの安全確保を園全体で取り組んでいる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価 結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法を確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法を文書化し保育を提供している。	㉖・b・c
<コメント>		

<p>クラス別の保育実施マニュアル（1日の流れ）は、毎年4月に策定し年に数回見直しているが、自己評価を受けて、令和7年7月に再度見直した。マニュアルは、子どもの活動、動きに対しての保育士の動きを時系列に非常に詳しく記載し、注意点や留意点は赤字で記載し、職員誰もが同じ保育サービスを提供できる内容となっている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みを確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>クラス別の実施マニュアルを整備し、毎年、保育の取り組みの保育所士の自己評価、実践報告を行っている。自己評価は、19項目からなる内容から保育の取り組みの良い点、課題、改善案を全職員で意見を出し合っておりまとめている。また、クラス別の実践報告書は、クラス担任以外の職員にも評価をってもらう仕組みを作っている。これらの取り組みは保育士間の共通意識を育てPDCAサイクルによって保育の質を高める取り組みとなっている。</p> <p>なお、手順書については、毎年4月作成し今年7月に見直したばかりであるため、運用しながら課題を見つけ見直すことで育てていくことに期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年間指導計画を基に毎月クラス担任が月別指導計画を作成し毎週、週案の評価をして次週に繋げている。また、保育 ICT に保育経過記録があり、園児全員の適正なアセスメントを実施し個別計画書に反映させている。3歳未満児と障害のある子どもについては毎月、個別計画を作成している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画は担任が作成し、園長、主任が確認している。毎月のクラス会議、リーダー会議で評価・見直しを行い次月に活かしている。3歳未満児は毎月の個別目標、振り返り、注目のエピソード、確認できた子どもの姿等を、保育 ICT に入力している。なお、保護者から計画の変更を求められた場合は、面談等話し合う機会を設けている。</p> <p>なお、障害がある子どもについては、毎月、ケース会議を開き、気になる子どもの行動や保育園での対応等を話し合い、短期目標を決め、保護者と面談し意向を確認し見直しを図っている。さらに、民間の発達支援センターや市の子ども発達支援センター職員の助言も得て計画に反映し支援に生かしている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録を適切に行っている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

保育 ICT を活用して記録を作成している。毎日子どもの様子を連絡帳に記入、保護者に ICT システムで送信している。3歳未満児は毎月の個別目標や保育状況の記録を ICT システムに入力している。子どもに関する情報や連絡事項はシステム上で管理され職員はいつでも閲覧し共有できるようになっている。また、クラス会議、リーダー会議、職員会議、ケース会議の記録がなされ、会議に出席できない職員についても保育 ICT で情報の共有をする仕組みが整備されている。

45 | Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制を確立している。 | ㉓・b・c

<コメント>

法人及び保育園の管理規定を整備し記録の保存期間が示してある。また、個人情報保護規程や基本方針で個人情報の保護に努めることを示し、保護者に配布・説明し、個人情報の開示、肖像利用に関する承諾も得ている。さらに承諾を希望しない保護者もいることから、再度保護者向けに写真撮影、SNS の取り扱いについての注意について文書を配布し周知する等、適切な管理体制がとられている。

第三者評価結果（内容評価基準）

※すべての評価細目（20項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A ①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士は保育所保育指針解説書を携行し、指導計画や日々の保育実践に活用している。全体的な計画の作成にあたっては、保育所保育指針および法人の理念・保育方針を踏まえ、職員が協働して策定している。年度末には、保育士・栄養士・調理師が参画し、評価および見直しを行っている。</p> <p>しかし、現状では、前年度と大きな変化のない計画にとどまっている状況が見受けられる。全体的な計画は、定期的な検討と改善を重ねることにより、保育の質の向上につながるものであるため、職員全員が計画を共有し、保育を振り返り、改善点を出し合いながら次年度の計画に反映していくことが望まれる。</p>		
		第三者評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>室内の温度・湿度の管理や清掃・消毒等に配慮し、衛生管理を徹底している。2歳児・3歳児・4歳児については、食事と午睡の場所を分けることで心地よい生活空間を確保している。また、支援の必要な子どもには、安心して過ごせる専用スペースを設けている。</p> <p>なお、各クラスにおいては子ども一人ひとりが落ち着けるような環境の工夫が十分とは言えない状況にあり、パーティションやマットなどを活用し、子どもが落ち着いて安心して過ごせる場を工夫していくことが望まれる。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>3歳未満児クラスや支援の必要な子どもについては、個別指導計画を作成し、クラス会議やリーダー会議で検討している。記録はアプリを活用して行っている。また、保育士の関わりについては、毎年1月にチェックリストを用いて自己の保育を振り返り、西東京市が子どもの目線で作成した「保育の質ガイドライン」も参考にしながら評価している。これにより、一人ひとりの子どもの状態に応じた保育の実践に努めている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの発達に応じて職員間で共通理解を図り、基本的な生活習慣の定着を支援している。子どもが自ら取り組もうとする姿勢を尊重し、主体的に活動できるよう環境を整備している。また、感染症対策としてコロナ禍を契機に0歳児から手洗いを実施し、衛生管理に配慮している。さらに、子どもの健康面を考慮し、栄養士の判断により麦茶ではなく黒豆茶を提供している。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>朝夕の自由保育の時間には、子どもが主体的に遊べる環境を整備している。3・4・5歳児が共に活動する縦割り保育や、ごみ集め等の手伝いを通し、異年齢児が交流しながら体験活動を行えるよう工夫している。また、園庭での遊びにおいては、裸足保育を取り入れ、自然に触れる機会を保障している。さらに、朝のお集まりの時間には保育者が交代で「徳育」の時間を設け、社会のルールや人との関わり方、うがい・手洗い、身だしなみ、交通ルールなど、公共の場での望ましい過ごし方について多面的に伝えている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>個別指導計画を策定し、クラス会議やケース会議を通して子どもの状況を職員間で共有している。家庭との連携については、アプリを活用した情報共有に加え、送迎時の口頭での対話も重視している。また、個別懇談等を通じて、保護者と子どもの情報を適切に共有している。さらに、育児担当制を導入することで、子どもとの応答的かつきめ細やかな関わりを実践している。離乳食については、家庭との連携を図りながら、担任や栄養士と相談して進めている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの状態に応じた個別指導計画を策定し、クラス会議やケース会議で個別の状況を記録・共有している。また、子どもの個人差に配慮し、生活習慣が身につくよう安全な環境を整備している。保護者との連携については、アプリの活用や送迎時の対話</p>		

を通して、保育中の子ども様子を適切に共有している。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>3歳児クラスでは、メダカの飼育や稲の栽培など、自然に触れる活動を取り入れている。また、4・5歳児では縦割り活動を多く設定することで、教えたり真似たりする中で相手の気持ちを思いやる力を育み、共同的な活動ができるよう保育環境を整備している。</p> <p>さらに、指導計画には「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を明記し、小学校就学に向けた教育的な取り組みを実施している。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>障害のある子どもには個別指導計画を作成し、保育者が共通の方法で関わるができるよう、1日の流れをマニュアル化して支援方法を職員間で共有している。また、気持ちを落ち着かせられる「クールダウンスペース」を設け、情緒面への配慮も行っている。関わり方については発達支援センターの担当者や臨床心理士と連携し、適切な保育方法の助言を受けながら、キャリアアップ研修やキャリアパス研修にも参加し、得た知識や方法を職員間で共有し保育に活かしている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>延長保育については、保護者からの連絡内容を職員に口頭で伝え、遅番担当への申し送りはアプリを活用して情報共有を行っている。また、朝夕の合同保育においては、子ども主体の環境を整え、安全に配慮しながら保育を実施している。延長保育では、子どもの疲れに応じた個別配慮を行い、補食としておにぎりやパン等を提供している。さらに、保護者の勤務都合により保育時間が予定より延長となる場合には、事前に保護者へ電話で確認を行い、適切に対応している。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画には小学校との連携を位置づけ、学びの連続性を意識した全体的な計画を作成している。年長児には、就学に向けて文字や数に親しむ活動の時間を設けるとともに、小学校訪問や小学生の来園を通じて、小学校生活の見通しが持てるようにしている。また、保幼小中の接続会議に参加し、意見交換を行いながら就学に向けた連携を図っている。さらに、年度末には「保育児童要録」を作成し、小学校へ送付するとともに、配慮が必要な子どもについては直接訪問して説明を行い、適切な教育や指導につなげられるよう努めている。</p>		

	第三者評価結果
--	---------

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関しては、保健計画や保健衛生安全計画を策定し、朝夕2回の検温を実施している。朝礼時には子どもの様子を確認し、変化があった場合には全職員へ周知し、健康状態を共有している。また、園内で感染症が発生した場合には、玄関掲示やアプリを通じて保護者に情報を提供するとともに、職員もアプリで情報を確認できる体制を整えている。0歳児の健康診断は毎月実施し、年2回の内科検診および年1回の歯科検診を行い、その結果はアプリで保護者へ通知している。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>健康診断や歯科検診の結果は保護者へ通知し、治療が必要な子どもについては受診を勧め、治療後の報告書は保護者から提出してもらっている。また、食事後には子ども自身が主体となって歯磨きを行う習慣を定着させている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>アレルギーのある子どもについては、年度初めに医師の指示書を提出してもらい、その内容に基づきマニュアルに沿って給食やおやつを提供を行っている。エピペンの使用方法については、毎年消防署での研修を受講し、アレルギーやアナフィラキシーに関する講習会にも参加している。</p> <p>しかし、保護者に対してアレルギー疾患や慢性疾患等への理解を深めるための取り組みは十分に行われていない。今後は、入園案内の中にアレルギーや慢性疾患への対応や取り組みについて明記することが望まれる。</p>		

		第三者評価 結果
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>全体的な保育計画の中に食育計画が位置づけられており、栄養士が計画を策定している。離乳食については、子ども一人ひとりの状況に応じて、保護者・担任・栄養士が連携して進めている。また、園の敷地内の畑やプランターで野菜を栽培し、観察ノートに記録するほか、ジャガイモ掘りやクッキング活動を通して、子どもの食への関心を高めている。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>給食に関しては、子どもの嗜好を把握するためのアンケートを実施し、3園合同の献立会議において行事食や地域食に反映している。また、リクエストメニューの日を設けることで、子どもたちにとって楽しみとなる機会を提供している。給食の時間には、子どもが落</p>		

ち着いて楽しみながら食事をしている様子が確認できた。衛生管理については、マニュアルに基づき適切に実施している。

A-2 子育て支援

		第三者評価 結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者との連携については、アプリや連絡帳、おたより、写真配信などを通して情報提供を行い、送迎時には口頭でも丁寧に伝えるなど、手厚い連携体制を構築している。個別面談においては、プライバシーに配慮した場所で話しやすい環境を整え、面談内容は職員間で共有している。また、保育参観や懇談会、給食試食会などを通じて、園での子どもの様子を保護者に伝えている。</p>		

		第三者評価 結果
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>新入園児説明会では、保護者からの意見や要望を受け付ける仕組みについて説明し、玄関にも掲示している。また、支援センターの開設や一時保育の実施を通じて、地域支援に取り組んでいる。保護者からの相談に対しては、園内の社会資源リストや福島市の相談機関を紹介している。日々の子どもの様子については、アプリで情報を配信するとともに、お迎え時には口頭で伝え、保護者が安心して子育てできるよう配慮している。相談内容は記録し、職員間で共有している。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>虐待等による権利侵害の早期発見・早期対応のため、虐待対応フローチャートを職員ハンドブックに記載し、職員間で周知している。保護者には、虐待等に関する意識付けを図るため、玄関に厚生労働省のチラシを掲示している。また、保護者の精神面に寄り添い、話しやすい職員が関わる工夫を行っている。保護者が子どもの世話が困難な場合には生活面での支援を行い、福島市こども家庭課との定期的な情報交換や児童相談所との連携を通じて相談支援を実施している。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価 結果

		結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年、定期的に保育士がスキルアップシートへの記入や自己評価を行い、専門性の向上に努めている。また、保育計画に加え、「保育の振り返り実践報告書」を作成し、課題や改善点をまとめることで、保育実践の改善や保育士の専門性の向上にも取り組んでいる。</p>		